

運動部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
東北中学校体育連盟の対応

令和5年4月 1日
東北中学校体育連盟

運動部活動指導中の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）への対応が、（公財）日本中学校体育連盟から示された。

運動部活動は、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに、生きる力を育み人格形成にも大きな影響を及ぼしている。本連盟としても、こうした大きな意義や役割を踏まえ、指導者の暴力等の防止策については継続して検討し取り組みを続けてきた。

今回、本連盟としても（公財）日本中学校体育連盟との整合性を図るとともに、暴力等の防止策の一つとして、下記の対応の考えを東北各県内の学校や指導者に示し、改めて運動部活動指導中の引率者・監督・コーチ・トレーナー等（以下「指導者等」という。）による暴力等の根絶を目指していこうとするものである。

記

1 本連盟の対応

(1) 大会登録の禁止

教職員及び部活動指導員、外部の指導者において、運動部活動指導中の暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分（外部の指導者は校長からの指導措置）を受けていることが明確になった者、地域クラブ活動の指導者において日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していることが明確になった者については本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

●以下の文を東北中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督等」に記載する。

「本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、コーチ、トレーナー等は、運動部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。また、地域クラブ活動においても指導者に暴力等がないことを代表者が確認して、大会申込書を作成すること。何らかの形で虚偽や暴力等の事実が判明した場合は参加を認めない。」

(2) 連盟内の役職停止

運動部活動指導中の暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった者は、本連盟の役職を停止する。

※後任の補充については、該当県中体連会長と相談し、該当県中体連から選出することを基本とする。ただし、東北部会長、東北委員長については、ブロック内から選出することとする。

2 対象者

本連盟加盟校の運動部で、本連盟に専門部が存在する運動部の指導者等

本連盟加盟中体連に登録し、当該中体連主催大会への参加が認められた地域クラブ活動の指導者等

3 判定及びその時期

教職員については、当該校の校長が上記の懲戒処分を確認した時点

外部の指導者については、当該校の校長が指導措置を行った時点

地域クラブ活動の指導者については、当該クラブの責任者が上記の処分等を確認した時点

4 期 間

(1) 違反行為1回目

「3 判定及びその時期」から2年間は、本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録禁止及び本連盟の役職を停止する。この期間は異動等により勤務校や指導する運動部（クラブ）が変更となっても継続するものとする。（1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする）

(2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

5 適 用

本対応は、平成30年4月1日より施行適用する。

令和 5年4月1日 地域クラブ活動の大会参加に伴い、字句修正。